

○焼津市母子家庭等医療費助成要綱

昭和55年4月1日告示第21号

改正

昭和60年6月12日告示第62号
平成6年11月10日告示第144号
平成8年7月1日告示第102号
平成10年6月5日告示第81号
平成11年3月31日告示第35号
平成16年6月1日告示第74号
平成16年11月19日告示第166号
平成20年2月6日告示第28号
平成20年10月31日告示第266号
平成21年3月25日告示第71号
平成24年6月14日告示第197号
平成25年3月27日告示第84号

焼津市母子家庭等医療費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童の家庭（以下「母子家庭等」という。）の経済的負担の軽減を図るため、市長が行う母子家庭等に対する医療費の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童」とは、20歳の誕生日の前日が属する月の末日までの間にある者をいう。

2 この要綱において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する女子であつて現にその児童を扶養しているものをいう。

- (1) 配偶者と死別した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- (2) 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が明らかでない女子
- (4) 配偶者から遺棄されている女子
- (5) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- (6) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- (7) 配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
- (8) 婚姻によらないで母となつた女子であつて現に婚姻をしていないもの

3 この要綱において「父子家庭の父」とは、次の各号のいずれかに該当する男子であつて現にその児童を扶養しているものをいう。

- (1) 配偶者と死別した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- (2) 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が明らかでない男子
- (4) 配偶者から遺棄されている男子
- (5) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (6) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子
- (7) 配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない男子
- (8) 婚姻によらないで父となつた男子であつて現に婚姻をしていないもの

4 この要綱において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母と死別した児童
- (2) 父母の生死が明らかでない児童
- (3) 父母から遺棄されている児童
- (4) 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

- (5) 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (6) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童
- (7) 生存している父母のうち前各号に規定する事情のいずれにも該当しない者が1人もいない児童

5 この要綱において「養育者」とは、現に父母のない児童を扶養している者をいう。

6 この要綱において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

7 この要綱において「医療機関等」とは、社会保険各法の規定に基づき療養の給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他の者をいう。

8 この要綱にいう「配偶者」には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（助成金の対象経費）

第3条 この要綱により助成を受けることができる経費は、母子家庭等に係る医療費（以下「母子家庭等医療費」という。）とする。

（助成金の額）

第4条 母子家庭等医療費に対する助成金（以下「母子家庭等医療費助成金」という。）の額は、社会保険各法の規定に基づく健康保険法第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算定した額から社会保険各法による給付を控除した額（以下「自己負担額」という。）とする。この場合において、社会保険各法その他の法令等の規定による国若しくは地方公共団体の負担に係る次に掲げる医療に関する給付又は健康保険組合等の規約若しくは定款等の規定による付加給付があるときは、その給付又は付加給付の額を控除するものとする。

- (1) 社会保険各法の高額療養費
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき給付される医療費
- (3) 焼津市重度障害者（児）医療費助成要綱（昭和54年焼津市告示第9号）に基づく医療費助成額
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第58条第1項の規定に基づく自立支援医療費
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条の規定に基づく療育医療費
- (6) 児童福祉法第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業に基づく医療費
- (7) 焼津市子ども医療費補助要綱（昭和59年焼津市告示第112号）に基づく医療費助成額
- (8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の規定に基づく養育医療費

（受給資格者）

第5条 母子家庭等医療費助成金の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて社会保険各法の被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であるものとする。

- (1) 市内に住所を有する母子家庭の母
- (2) 市内に住所を有する父子家庭の父
- (3) 市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父に、現に扶養されているその児童
- (4) 市内に住所を有する養育者に現に扶養されている父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、母子家庭等医療費助成金の支給を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助を受けている者
- (2) 児童福祉法第22条の規定により助産施設に入所している者
- (3) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に

委託されている者

(4) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設（知的障害児通園施設を除く。）に入所している者

(5) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定医療機関に入院している者
（支給の停止）

第6条 受給資格者又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を同じくするもの（受給資格者が父母のない児童である場合は、この者と生計を同じくする者を含む。）に係る前年分の所得税（1月から6月までの間に当該受給資格者が医療機関等で受けた診療、手当又は薬剤の支給（以下「診療等」という。）に係る母子家庭等医療費助成金の支給については、前々年分の所得税）の額（控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の額をいう。）が零とならないときは、その年の7月から翌年の6月までの間に当該受給資格者が医療機関等で受けた診療等に係る母子家庭等医療費助成金の支給は、停止する。
（受給者証の交付）

第7条 母子家庭等医療費助成金の支給を受けようとする者（父母のない児童についてはその養育者）は、母子家庭等医療費助成金受給者証交付・更新申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、受給資格について市長の認定を受けなければならない。

(1) 社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）の写し

(2) 第4条に規定する付加給付がある場合にあつては当該付加給付に関する付加給付内容証明願（第2号様式）

(3) 前条に規定する支給の停止に該当しないものであることを証する書類

2 市長は、前項の認定をしたときは、母子家庭等医療費助成金受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証による受診）

第8条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療機関等で診療等を受けようとするときは、被保険者証等とともに受給者証を提出しなければならない。

2 受給者は、医療機関等で診療等を受け、その支払をしたときは、当該医療機関等から当該支払に係る領収を証する書類（以下「領収証」という。）の発行を受けるものとする。この場合において、領収証の発行は、1月に1回これを受けることをもって足るものとする。

（支給の申請）

第9条 受給者は、母子家庭等医療費助成金の支給を受けようとするときは、母子家庭等医療費助成金支給申請書（第4号様式）に領収証を添付して、市長に提出しなければならない。

2 同項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に対してされる通知により母子家庭等医療費助成金の額が算定できる場合には、受給者は、同項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

（支給額の決定）

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出又は同条第2項に規定する通知を受けたときは、支給すべき母子家庭等医療費助成金の額を決定し、受給者に支給するものとする。

（支給の対象期間）

第11条 母子家庭等医療費助成金の支給対象期間は、第7条第1項に規定する申請書の提出があつた日の翌日から第5条に規定する要件を欠くに至つた日までとする。ただし、受給資格者が、やむを得ない事由により第7条第1項に規定する申請書の提出ができず、かつ、やむを得ない事由がやんだ日後14日以内に同項に規定する申請書の提出をしたときは、市長は、当該やむを得ない事由が生じた日を支給対象期間の始期とすることができる。

（受給者証の更新申請等）

第12条 受給者証の有効期間が満了し、受給者証の更新を受けようとする者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、第7条第1項に規定する申請書に同項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、受給者証の更新を受けなければならない。

(受給者証の再交付)

第13条 受給者証を損傷し、又は紛失したため受給者証の再交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(変更届等)

第14条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届(第6号様式)に受給者証及び変更事項を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者又は受給資格者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 受給資格者の増加又は減少があつたとき。
- (3) 加入している医療保険に変更があつたとき。
- (4) 医療保険の付加給付の内容に変更があつたとき。
- (5) 支払希望金融機関を変更しようとするとき。

2 母子家庭等医療費助成金の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、これを市長に届け出なければならない。

(受給資格喪失届)

第15条 受給者は、当該受給者に係る受給資格者の全てが第5条の要件を喪失するに至つたときは、母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届(第7号様式)に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による届出義務者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、死亡した者に支給すべき母子家庭等医療費助成金があるときは、届出義務者に支給することができるものとする。

(損害賠償との調整)

第16条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において母子家庭等医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した金額に相当する額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第17条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により母子家庭等医療費助成金の支給を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第18条 母子家庭等医療費助成金の支給を受ける権利は、その診療等を受けた日の属する月の翌月の初日(医療機関等からの自己負担額の請求が遅延した場合にはその請求のあつた日の翌日)から起算して1年間、第9条第1項に規定する申請がなかつたときは消滅するものとする。

(添付書類の省略)

第19条 市長は、この要綱により申請書又は届出書に添付する書類により証明すべき事実を現有公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(受給権の譲渡禁止)

第20条 母子家庭等医療費助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(報告等)

第21条 市長は、母子家庭等医療費助成金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和55年4月1日から施行する。
(大井川町の編入に伴う経過措置)
- 2 大井川町の編入の日前に、大井川町母子家庭等医療費助成要綱(平成14年大井川町要綱第20号)の規定によりされた受給者証の交付、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（昭和60年6月12日告示第62号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第3号様式は昭和60年度の助成金についてから適用する。

附 則（平成6年11月10日告示第144号）

この告示は、公示の日から施行し、平成6年10月1日以後の受診に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成8年7月1日告示第102号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月5日告示第81号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日告示第35号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月1日告示第74号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年11月19日告示第166号）

（施行期日）

1 この告示は、平成16年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の焼津市母子家庭等医療費助成要綱の規定は、施行日以後に受ける診療等に係る母子家庭等医療費助成金について適用し、同日前に受けた診療等に係る母子家庭等医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月6日告示第28号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日告示第266号）

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日告示第71号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月14日告示第197号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の焼津市母子家庭等医療費助成要綱第6条の規定は、平成24年7月分以後の医療費の助成から適用する。

附 則（平成25年3月27日告示第84号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条、第12条関係）

母子家庭等医療費助成金受給者証 （交付更新） 申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者 住 所
氏 名 （署名又は記名押印）

次のとおり、受給者証の （交付更新） を申請します。

なお、受給者証の交付決定のため、市民税の課税状況について、市長が確認することに同意します。

受給資格者	氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	続 柄
		男・女			
		男・女			
		男・女			
加入医療保険	名 称				
	記 号 番 号	記 号	番 号	第 号	
	保 険 者 名 （事業主名）				
	所 在 地				付加給付の有無
	加 入 者 名				有 無
支払希望金融機関	名 称	口座名義	口座種別	口座番号	
			普通・当座	第 号	
所得税の有無	有 無	公簿等による確認	住民台帳	課税台帳	
			㊟	㊟	㊟
受 付	受給資格	受 給 者 証			
年 月 日	有 ・ 無	記号	番号	第 号	発行 年 月 日
母子家庭・父子家庭・父母のない児童の家庭	・死 別 ・離 婚 ・生死不明 ・遺 棄 ・海外にいる ・精神又は身体の障害 ・拘 禁 ・未 婚				

第2号様式（第7条関係）

付 加 給 付 内 容 証 明 願			
保 險 者 名			
被 保 険 者 証 等	記 号		番 号
被 保 険 者 等	住 所		
	氏 名		
<p>上記被保険者等について、次のとおり付加給付の内容を証明してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保険者（事業主） 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">被保険者等 住 所 (署名又は記名押印) 氏 名</p>			
<p>各保険者（事業主）にお願い</p> <p>この証明は、焼津市が実施している医療費助成制度に使用するものですからご協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">焼津市長</p>			
証 明 書			
付加給付の内容	(算式)		
<p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 保険者（事業主） 名 称 代表者 氏 名[㊟]</p>			

第3号様式（第7条関係）

母子家庭等医療費助成金受給資格者 (下記に記載の者が対象です。)				
氏名	性別	生年月日	受給者との続柄	備考

㊤ 母子家庭等医療費助成金受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
	男・女
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで
摘要	
発行機関名 及び印	静岡県 焼津市長 印
交付年月日	年 月 日

第4号様式（第9条関係）

市 記 入 欄	自己負担額	控除額 付加給付額	件数	支給額	備考	
	円	円		円	病名	
	付加給付額の算定					
	市町村民税課税状況		課税・非課税			
受 給 者 記 入 欄	母子家庭等医療費助成金支給申請書					
	年 月 日					
	(あて先) 焼津市長					
	住所 受給者 (署名又は記名押印) 氏名					
	受給者証	記号 番号	第 号	加入 医療 保険	記号 番号	
受診者名	氏名			保険者名		
	生年月日	年 月 日	付加給付		有 無	
医 療 機 関 等 記 入 欄	保険診療等領収証明					
	保険診療による自己負担額		※ 円			
	診療期間	※ 年 月 日から 年 月 日まで 入院 無・有 (年 月 日から 年 月 日まで)				
	年 月 日					
所在地 医療機関等 名称 代表者名 印						

(注) 医療機関等は※印のみ記入してください。

第5号様式（第13条関係）

母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書

年 月 日

（あて先）焼津市長

申請者 住 所
 （署名又は記名押印）
 氏 名

受給者証を（損傷）
 紛失 したので再交付を申請します。

受給資格者	氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	続 柄
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
紛 失 年 月 日		年 月 日 頃			

第6号様式（第14条関係）

母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届

年 月 日

(あて先) 焼津市長

受給者 住 所
氏 名 (署名又は記名押印)

次のとおり、母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請の内容に変更があつたので届け出ます。

変更 の 内 容	(1) 氏 名 (2) 住 所 (3) 受給資格者の増減 (4) 加入医療保険 (5) 付加給付 (6) 金融機関	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

- (注) 1 変更の内容欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2 加入医療保険に変更があつた場合は、被保険者証等の写しを添付すること。
 3 受給資格者に増減があつたときは、戸籍抄本等を添付すること。この場合、変更前と変更後の欄は、記入不要
 4 付加給付に変更があつたときは、付加給付に関する証明書を添付すること。この場合、変更前と変更後の欄は、記入不要
 5 受給者証を添付すること。

第7号様式（第15条関係）

<p>母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 焼津市長</p> <p style="text-align: right;">受給者 住 所 (署名又は記名押印) 氏 名</p> <p>次のとおり、母子家庭等医療費助成金受給資格を喪失したので届け出ます。</p>				
受給者氏名				
受給者証	記 号		番 号	第 号
資格喪失の理由				
資格喪失年月日	年 月 日			
<p>(注) 受給者証を添付すること。</p>				